

(様式第6号 別紙)

長崎県福祉サービス第三評価結果報告

①第三者評価機関名

医療福祉評価センター

②事業者情報

名称：こぼと幼稚園	種別：保育所
代表者氏名：前川寿美	定員（利用人数）：30名
所在地：長崎県佐世保市早岐1丁目4番12号	
TEL：0956-55-6396	

* 施設・事業所情報は、事業所プロフィール参照

③施設・事業所の特徴的な取組

できない事ができるようになること、子どもの力を伸ばすこと、子どもの希望を実現すること、自分のことを自分の言葉で言える子どもを育てたいとの園長の強い思いのもと、小規模保育所の利点を生かした取組がなされている。まだ構想段階ではあるが、地域の人々が集う場所の提供や災害時の一時緊急避難、情報提供を計画する等、地域貢献に向けた取組を検討していることは、こぼと幼稚園の特徴的な取組である。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年6月15日（契約日）～ 平成29年10月6日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	—

⑤総評

◇特に評価の高い点

①小規模保育所の利点を生かした取組

理念に掲げている「一人ひとりに、個々に応じたところを育てる」を実践するために一人の保育士が担当以外の子どもにも目の届く環境にあり、保育士同士で協力しあう体制が整っている。

②保育方針の実践

保育方針の第1番に掲げている「あいさつ」を乳児の段階から、毎日の生活の中でしっかりと実行し、礼儀を重んじた取組がなされている。

③小学校就学を見通した取組

同一法人にある「学童保育」との連動により、長いスパンで子どもと関わることができ、子どもの成長を一体的に見守ることができている。これが、子どもや保護者との信頼関係の構築に繋がっている。また、習い事を曜日ごとに設定する、年長組には宿題を出す等、就学に向けて計画的な取組がなされ、教育の一端を担っている。

④地域との連携

地域で開催されるお祭りで「みこし担ぎ」に参加する、地域の文化祭で「ハンドベル」を披露するなど、地域との交流を通して子どもの社会体験の場を広げ、社会性を育てる取組を行っている。

◇改善を求められる点

①マニュアルの整備

第三者評価の項目に挙がっている文書やマニュアルを整備し、研修と定期的な点検、必要に応じて見直しを行うことを期待する。

②現在、保育所と事務所が離れており、書類等が、別々に保管されている。必要な場所に必要な書類が保管されることを期待する。

⑥第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

個人事業から始まり株式会社に移行し創業30年を目前とした今、第三者評価を受ける事は、自己流が現社会にどれだけ通用しているのかの客観的な判断であり躊躇がありました。

今後は社会福祉法人を視野に入れており、必要となることは判っておりますので、次に進む良い機会になればという思いから決めました。

判定結果は改善すべき点とその時期を知るもので、特にB・C判定については力量不足を確認し、また、知らなかった情報を得たと感じています。

「間違っていない」と自信を持てる部分もあり、今後の「より良き保育」を目指すために刺激を受けたのも事実です。

各評価結果については真摯に受け止め、改善と向上につなげていきたいと思っております。

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

⑧利用者調査及び書面調査の概要

(別紙)

(別紙)

第三評価結果

※すべての評価細目（45 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念を『「基本的生活習慣の確立」を保育の重点と考え、一人ひとりに個々に応じたココロを育て、地域にねざす保育を目指します。』と定めている。平成27年4月認可園取得の際改めて見直したが、保育方針は開園当時(平成元年4月)より変わることなく実践を続けている。文言についてはホームページやパンフレットにわかりやすく明記されているため閲覧することができる。理念、基本方針について職員への周知は図ることができているが、保護者等は基本方針や取組をホームページ等閲覧した上で電話相談してくるものの、その後の説明が十分ではないということであった。今後保護者への説明に際しては資料等用いて周知を期待する。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>必要性は感じていて全くやっていないわけではないが、保育を取り巻く施策としての動向や地域の実情等を分析して一覧できるような状況にまでは至っていない。潜</p>		

<p>在的なニーズを把握したり今後の事業計画策定に必要な不可欠な情報であるため、今後外部機関と共同して作成していく方針であることを確認した。現存する資料をベースに経営分析する資料作成を期待する。</p>		
3	<p>I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 経営環境について一番の課題は人材確保ということですぐに回答があった。その他経営マネジメントに関する各項目の必要な情報収集はできている。また経営課題に関していうと法人幹部との情報共有はできていて、年度初めの職員会議等で経営環境を取り巻く状況について職員への周知は図れている。但し経営課題の解決に向けた具体的な計画までは至っていない。現在法人として基盤を整えている最中で、今後課題の明確化立案と法人全体として解決していく一体的な取組を期待する。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価 結果
<p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>		
4	<p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 法人における今後のビジョンや方針をヒアリングの中から確認することができた。今後法人としては更に事業の見直しを行い、地域に根差した保育所だけでなく、地域に必要とされる事業内容を検討している。但し項目毎に具体的な取組や数値化、PDCA サイクルにのせるところまでは至っていない状況であった。今後地域に必要とされる法人として存在意義を発揮するためにも明確な計画書策定を期待する。</p>		
5	<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 中長期計画を踏襲した形で示されており、例年2月を目安に保育士へ素案を提示して最終的に年度初めに正式な事業計画を立案、遂行している。年度単位の計画は具体的な行動計画等記載されており、法人としての行動指針の1つとなっている。但し単年度の事業計画は数値化や評価、見直しに基づく新たな年度の計画立案までは至っていない。今後計画のPDCA サイクル化を期待する。</p>		
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
6	<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直</p>	a・b・c

	しが組織的に行われ、職員が理解している。	
<p><コメント></p> <p>単年度計画の確認は「職員用 平成 29 年度事業計画書」と言う書面で確認することができた。毎月のケース記録の報告書や園便り作成の際に職員と情報交換、情報共有して作成している。総合的な作成時期としては年度末の 2 月頃に意見を集約して年度初めに新たな計画を基に行動するイメージで動いている。職員に対して立案した計画を十分に説明できているかと言えばそうでもない状況であるため、今後は年度初め等に職員会議の場を活用する等工夫して方針の説明、意見交換等実施していくことを期待する。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年間の事業計画は各家庭の状況等鑑みて配布して周知を図ることはできている。特に予定については保護者より早めに教えてもらおうと助かるという声を反映して現在のスタイルにたどり着いている。周知方法としては年度末あたりの園便りで保護者に予告をして、後日詳しい文章を配布したり保育所内に掲示して説明している。事業計画の内容は保護者が理解しやすいように難しい表現等ではなくわかりやすい言葉を使う等工夫をしている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>連絡帳の綿密な活用や、普段から気掛けて保護者に話しかけて意見を聴きだす等質の向上に向けた、法人としての行動や実績等はヒアリングで確認できるが、園全体としての一体的な計画、取組や具体的手段を書面にて確認することはできなかった。今回受審された第三者評価の結果を計画的に見直したり、項目毎に優先順位をつけて課題克服する等今後に期待する。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>全くやっていないわけではないが、組織的な取組自体なされていないため評価でき</p>		

ていない状況であった。今後質の向上に向けた PDCA サイクルの確立とともに、定期的な見直しも同時進行で実践されていくことを期待する。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価 結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 法人の組織表にて組織体系の確認と園長の位置づけは明確化できていた。またホームページ上や保護者との関わりの中で、園長の役割や位置づけについて口頭ではあるが説明をしてきた。但し昨今問題となっている天災や人災等有事の際に園長が不在の際の権限移譲については誰に行うものか明確にしておく必要がある。緊急時の対応等指示系統を明確化しておく迅速な行動につながりやすくなるため、手順書等に園長不在の際の権限委任に係る文言の追加を期待する。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 園長は保育関連のみならず様々な外部研修に参加したり、自ら調べたりして法令や一般常識等について常に学ぶ姿勢を示している。また、ホームページや広報誌を通じて法人としてあるべき姿を文字で示したりして法令遵守した上での運営推進者として存在感を常に示している。様々な研修会や講習会で習得した情報は必要に応じて職員会議等の場で保育士等に周知を図っている。また専門性の高い分野については保育士等個別に伝えて知識の拡散に努めている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 園長は日々積極的に保育士やその他の職員、保護者も含めて現場の声を聴くようにして状況を確認するように努めている。また月に1回定期的開催している職員会議でも職員からの意見を収集している。園長は法人独自に作成している「教育ノート」と称した気づきを日々記して、繊細な部分や少し気になる部分まで皆で共有できるように努めている。但し定期的な分析や評価の着手や課題抽出後の具体的な取組みの設定まで至っていない。今後期待する。		

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は必要とする経営資源の把握を日々の業務の中から確認するように努めている。具体的には職員の労務管理や保育に関するサービス提供状況等が挙げられる。法人として目標に掲げているのは理念の実践であるという認識で日々経営環境の把握に努めている。また園長自らも実務業務にも参加して状況を確認するようにしている。課題としては職員の全体的なレベルアップや要職者の育成等をヒアリングの中から確認することができた。但し法人全体として一体的に指導できているかと言ったら、現在まだそこまでは至っていないので、今後園長と職員全体と一体的に実効性を高めることのできる仕組み作りを期待する。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価 結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>近年の人材難で理想的な人員配置はできていないが、最低限基準に則った職員の配置や、伴うハローワーク等を通じた採用活動は行っている。園長は潜在保育士の発掘と育成に着目して再就職に向けた具体的な取組を少しずつ進めている。但し今のところ法人として確固たる人員体制に関する基本方針がない。人材確保は難しい分野の1つであると考えられるが、今後法人の理念や優れた人材が生き生きと働くことのできる職場作りを期待する。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>最近の取組みとして今年度より等級別の給与体系の具体化(見える化)を図ったり、職員アンケートを実施して従業者の満足度の把握にも努めている。また人事基準については就業規則をベースに明文化して、誰もが確認できるようにしている。園長は基本方針に基づき、職員との話し合いの中で必要なことを改善していく方針を立てているが、現在一定の人事基準がないため保育士等の客観的な評価基準やキャリアパス等の策定を期待する。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職	a・b・c

	場づくりに取組んでいる。	
<p><コメント></p> <p>職務分担表と組織表で就業状況や体制を確認することができる。また就業状況は事務所の方の建物にファイルに挟んで保管してありいつでも閲覧可能な状況である。職員の健康維持も仕事の1つという園長の考えのもと健康診断を定期的実施している。今のところ記録までは至っていないが勤務時間内に個別に面談を実施した。子育て中の職員等は特に柔軟な勤務体制をとって働きやすい環境を整備して1人の職員が長く勤めることのできる仕組みをいくつか設けている。昨今の人材不足等もありワークライフバランスの実施は今よりも推進したいができていない状況である。今後人員体制を強化して働きやすい職場環境を整えていくことを期待したい。また、人員体制に係る具体的な計画の実行も同様に期待する。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は質の向上に向けた取組みにおける課題は園内研修の実施と認識している。課題解決に向けて新たに取組をするというよりは、現在行っている誕生会等の行事を研修の一環と位置付けて保育士のレベル掌握に努めている。また今までクラス編成の際に園長が担当職員の選任等実施していた。子どもの成長と共に担当を持続的に任せるか、再度0歳児から保育課程を勉強させるか采配を振るって給与体系と連動するような構想をもっている。今後育成方法を今より具体的に且つ客観的に行う仕組み作りを期待する。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>特に専門職として期待する職員像等イメージはあるものの文章として明記されていない。また今のところ年間を通じた研修計画も策定されていないため、今後具体的な教育や研修、人材育成に関する基本方針の策定を期待する。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>教育研修の一環として保育所と保護者と双方がやり取りしている連絡帳や保育日誌等記録物の内容を通じて、職員の保護者への関わり方や子どもたちに対する知識がどのレベルまで至っているか確認するようにしている。また外部からインプットする1つの手段として佐世保市からの研修案内が届いた場合よほどのことがない限り参加するようにしている。但し昨今特に重要視されている新任職員に対する</p>		

教育体系が整っていないため今後策定を期待する。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れ実績は平成16年頃より継続的にある。実習が始まったら学生の所属する学校との連携は先生等と図ることができているが、法人として実習生受け入れに関する基本方針や育成マニュアル、専門職に特化したプログラムの策定や専用の記録にまでは至っていない。今後今より有効な実習となるように受け入れのプログラム策定と指導者への指導を期待する。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>主にホームページを活用して保育所の理念や基本方針、保育内容を知ることができる。また苦情に関しては内容や改善方法を園便りに記載して保護者等へのフィードバックと位置付けている。今回第三者評価の受審結果を公表することで透明性の確保はより一層確保できるものと考えられる。但し身近な地域等に対する活動内容の周知があまり図れていない状況である。今後取組等活用して保育所の理念や取組内容等の公開を期待する。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事務、経理等に関しては事務所を保育園とは別の建物に専用スペースを設けて且つ専属の職員を数名配置して取扱者を限定して、経費の処理方法等適正にルール化できている。この体系は組織図にても担当が明確になっていることを確認することができた。更に外部の税理士法人に一部経理業務を委託して、今までより一層透明性が担保されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価 結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所は認可を得た際に建物のお披露目会や餅まきを行った。また地域との接点として地域独自の茶市や文化的な行事への参加を通じて交流する機会を設けている。地域と一緒に行った活動については佐世保市が監修しているという「こころ新聞」という書面で確認できた。保育園の近隣の空き家の家主の許可を得て地域の行事案内や広報等を掲示している。但し保護者等のニーズに応じて地域の社会資源の活用や地域との交流にまでは至っていない。今後保護者等の地域にポイントを絞ったニーズの把握や地域との交流を期待する。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年社会福祉協議会のボランティア登録を行い法人として受け入れの意思表示は行っているがボランティアを希望する住民は多くないのが現状である。法人として今のところ受け入れに対する基本方針や受け入れ時の手順書の策定にまでは至っていない。今後ボランティアの受け入れについて安全で意義のある活動が持続的にできるような仕組み作りを期待する。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所と関係のある関係機関については概ね事務所で把握されており、必要に応じて連絡できる体制は整っている。関係機関との交流は定期的な会合等への参加を通して可能となっている。また具体的な案件として数年前に子どもへの虐待等権利侵害に関する内容で要保護児童対策地域協議会に参加した。保育所としての具体的な事案で関係機関との連携は図れているが、地域視点でいうと今のところ連携が図れていない状況である。今後地域視点での課題抽出、解決へ向けた取組みを期待する。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所を新しく建設したばかりで今のところ地域開放にまでは至っていない。また</p>		

<p>安全管理上の問題もあるため開放には慎重になっている一面があることを確認した。可能な限り実施する方針ではあるが様々な取組が控えているため、優先順位をつけながら段階的に実施していく方針である。今後関係機関や関係団体と連携しながら保育所の機能を地域に還元できるような仕組み作りや活動を期待する。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 現段階において今まで認可外の時代から実践してきた地域の子ども達を守ることと、働く保護者に安心感を抱いてもらうという福祉ニーズに答えてきたことを除き公益的な活動にまでは至っていない。これから先の課題としてまずは認可保育園として地域の関係者との接点確保を期待する。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価 結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 保育所の理念に子どもの人権尊重を謳った内容が記されていることを確認することができた。この理念に基づいて職員は日々保育に取り組んでいる。子どもたちがお互いに認め尊重し合う精神を養うため保育所独自の唱和文を用いて毎朝2歳以上の子どもたちは唱和している。この取り組みは理念に基づく一環で保護者にも方針を説明している。但し保育士等に対して子どもたちへの人権の配慮ができていないか定期的に確認するところまでは至っていない。入職時に説明できる人権擁護等の説明書の整備や、面接時にチェック表等活用して実施状況を掌握できるように期待する。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 子ども達の個人情報、プライバシー、権利擁護に関して適正な取組みは実践されており、保育士等も共通認識のもと保育を提供しているが、指針となる規定やマニュアル等が確認できなかった。今後人権意識を高めるためにも保育所として明文化したマニュアル等を策定し、それを基にした毎年定期的な職員教育を期待する。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所の理念や取組に関する特徴等はホームページやパンフレットを通じて確認することができる。また保育所を紹介する資料は主に写真を多く活用してイメージしやすい状況となっている。保育所の利用希望者については可能な限り詳細に説明したり見学を促している。保護者からの質問やニーズ等問い合わせ内容は保育所独自の「問い合わせ票」にて確認することができた。ホームページの更新は毎日更新しているブログと共に定期的に見直すようにしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもへの保育サービス開始に際しては特に保護者との連絡を密にして安心するような取組を実践している。また保育所独自の「ひびき」という連絡ノートを活用して、子どもへの保育サービスの内容変更や子どもや保護者の小さな変化や意向等を保育所全体で共有するようになっている。特に配慮が必要な保護者への説明は個別に面接を行って合意形成が得られるようにしている。但し保育の開始や変更に関するわかりやすい具体的な説明書の作成や記録の保存にまでは至っていない。今後一層の理解が得られるように書式等の工夫を期待する。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>引っ越しや保護者の仕事の関係等で保育所の変更があった場合、保育園の利用が中止となったあとでも保育所が窓口になって機能を果たしている。但し移行に際しての手順書や引継ぎ文書、引継ぎの際の経過のわかる記録物等の整備迄は至っていない。今後多様なニーズや様々なケースが発生した際に書類で保存しておく、統一した対応ができるため手順書や引継ぎに必要な情報提供書、支援経過記録書等の整備を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者への定期的な面談は年度中に1度は必ず実施するようにしている。保護者と</p>		

<p>の普段の関わりの中から知り得る情報に加えて、定期的な面接を実施することで普段は表出しないニーズの把握や満足度を確認することができている。また保護者主体の運営委員会に保育士等が参加することで、より一層保護者が何を求めているのか、何が優先順位の高位置にあるのか把握できており保育の質の向上や満足度の向上へとつながっていく。但し客観的に保育サービスの内容の是非や満足度に関するアンケートの実施や、一連の記録にまでは至っていない。現在実践されていること面談中の記録や保存、また定期的な面談時のアンケート実施を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員が設置され、苦情解決の体制が整っている。苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した用紙を玄関に掲示して保護者への周知を図っている。苦情内容は「日々記」に記録し、ケース会議で解決策を検討して「園だより」で公表している。今後は、「苦情記入カード」の配布やアンケートを実施する等、保護者が苦情を申し出しやすい環境を整えることを期待する。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>送迎時や連絡ノート、個人面談等で保護者からの相談や意見を積極的に把握する環境は整っている。しかし、相談窓口を設置する、相談内容によって複数の相談方法や相談相手を用意する等、保護者が相談したい時や、意見を述べたい時に、その方法や相手を選択できる体制は整っていない。保育所として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法を構築し、その取組を保護者に周知することは今後の課題である。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>送迎時の会話や連絡ノート、個人面談時に、保護者からの相談や意見、提案の傾聴に努めている。把握した相談や意見は「日々記」に記入して、ケース会議で検討し対応している。今後は「意見や要望、提案等への対応マニュアル」を作成し、把握した要望や意見、提案に可能な限り迅速に対応する体制を構築し、定期的に見直しを行うことで、保育の質の向上と保護者との信頼関係を築くことを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>事故発生時の手順を作成し、「危機管理ノート」に発生日、時間、状況、報告日、</p>		

<p>後処理を記録し保育士間で共有している。改善策や再発防止策はケース会議で検討し、「先生達の心得」を再確認する等、危険への気づきを促している。園庭の遊具は保育士と保護者で実際に使用して、危険がないかを検討している。外部からの侵入者への対応として「防犯カメラ」を設置し録画している。設備や遊具は担当保育士が夕方見まわり、点検チェックシートに記入して保育士間で共有している。今後は、リスクマネジメントに関する責任者を文書で明確にし、安全確保策の実施状況や実効性等を定期的に評価、見直しを行うことを期待する。</p>			
38	Ⅲ-1-(5)-②	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>「感染症マニュアル」を作成して、保育士がすぐに対応できるようにしている。子どもたちは、手洗いや消毒を毎日行い習慣として身に付けるようにしている。保護者には「園だより」や養護教諭が作成した「健康だより」、玄関に設置したボードで状況を示し、保護者にメモを配布することで情報提供を適切に行っている。今後は、定期的に感染症の予防や安全確保に関する研修、見直しを行うことを期待する。</p>			
39	Ⅲ-1-(5)-③	<p>災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>「災害時緊急対応マニュアル」を作成し、職員の連絡網や避難先、避難方法、避難ルート等、災害時の対応体制は整っている。当保育所の立地条件から水害の危険が大きいと考えられるので、設計段階から建物の床上げを検討している。また、消防署が主催する「幼年消防団」に加入し、行事に参加している。毎月避難訓練を行っているが、年1回は地元の消防署と共に訓練を行っている。食料や備品類の備蓄リストを作成して、管理栄養士や准看護師が食品名や賞味期限を点検している。</p>			
40	Ⅲ-1-(5)-④	<p>不審者の侵入時などに対応できるマニュアルが整備されており、その対応方法について全職員に周知されている。</p>	a・b・c
<p>過去1年間に不審者の侵入は発生していない。 「不審者侵入時における対応マニュアル」が整備され、防犯カメラを設置し録音している。侵入者が侵入した場合に備えて、保育所内の放送時の暗号や対応方法を検討している。また、地元の警察署に要請して「さすまた」の実演を保育所で行い、2本設置する等、研修も実施している。今後は、「不審者侵入時における対応マニュアル」を定期的に点検して必要に応じて見直すことを期待する。</p>			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価 結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
41	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・b・c
標準的な実施方法は、「保育の心得」「先生達の心得」に適切に文書化され、子どもの尊重、プライバシーの保護等に関わる姿勢が明示されている。実施方法は新人研修や毎日の声かけにより保育士に周知徹底されている。標準的な実施方法に基づいて実施されているかは、園長が常に確認し、保育士用の連絡ノートで個別に指導している。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
標準的な実施方法については、保育内容の変化や新たな知識、技術の導入をふまえて検証・見直しが必要である。今後は、指導計画の内容や保育士、保護者からの提案が反映された標準的な実施方法の検証・見直しを行うことを期待する。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
週案や月案は、子どもの育ちの姿や年齢に応じて「ねらい」や「目標」を定め、各クラスの担当保育士が作成して主任、園長が指導、検討している。年間指導計画は保育課程に基づき主任が園長と協議して作成している。保育実践は経過記録として記載し評価している。支援困難ケースの対応については市の保健師と相談し適切な保育の提供がなされている。子どもの身体状況や生活状況を把握し、子どもや保護者の具体的なニーズを明らかにすることは、指導計画を作成する基本となる重要なプロセスである。今後は、当保育所が定めた手順と様式（アセスメント）を作成して、アセスメントから計画策定、実施、経過記録からの評価、見直しといった一連のプロセスを適正に行うことを期待する。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
週案や個別指導計画に計画実施経過や評価が記録され、次の指導計画の作成に生かされているが、指導計画を見直す時期、記録方法、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、保育所としての仕組みは定めていない。今後は、定期的に指導計画を見直し、目標・ねらいの妥当性や具体的な保育・支援や解決方法について検討することを期待する。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p>指導計画に沿ってどのように保育実施したか、それによる子どもの変化は週日案、月案、個人記録の経過記録に記載しており、記録内容や書き方は園長が個別に指導している。保育の実施や経過記録は、タブレットで全保育士が共有している。また、情報共有を目的としたケース会議を月2回開催している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>子どもの記録、保存、廃棄、情報の提供、不適正な利用、漏えいに関する規程は個人情報保護規定に定めている。記録は、事務所の鍵付き書庫に保管し、記録管理の責任者は園長である。今後は、個人情報保護や開示請求への対応を理解し、遵守するために研修を行うことを期待する。</p>		

保育所版

第三評価結果

※すべての評価細目（24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-（1） 保育課程の編成		
	A-1-（1）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
保育課程は、児童憲章、児童福祉法、こばと幼児舎の理念をふまえ、保育所保育指針やこばと幼児舎の保育方針、目標に基づいて編成されている。保育課程は、保育士が参画して編成され、ケース会議で定期的に評価を行っている。今年度は、食育活動の見直しを行う等、次の編成に生かしている。		
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
	A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
室内の温度、湿度、換気は常に適切な状態に保たれ、2種類のカーテンで採光を調節している。室内や共同空間、手洗い場、トイレ等は保育士が清潔な環境を整え、		

<p>当番表でチェックしている。「コアハウス」と呼ばれる中庭をこぼと幼児舎の中に作り、室内から雨や雪、光等、外の様子を体感できるように工夫している。全保育室で音楽が聴けるように、職員室に音楽システムを導入する等、心地よい生活空間を整備している。</p>		
	<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>連絡帳で、子ども一人ひとりの個人差や家庭環境を把握して「個人記録」に記入し保育士間で共有している。子ども一人ひとりの状態を十分把握した上で「個人指導計画・経過記録」が作成され、保育内容、保育経過や評価を行い、保育士間で共有している。各クラスは子ども4～5名と少人数であるため子どもの欲求や気持ちに優しく対応し、子どものゆったりとした、くつろいだ時間の流れが確保されている。</p>		
	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>小学校に入学するまでに基本的な生活習慣を身につけることが保育の重要点だと捉え、基本的な生活習慣を身につけることができるように、新築時にトイレの場所を2パターン作る等、保育所の設計を検討し環境を整えている。子どもの発達に応じて、自分でやろうとする気持ちを尊重した保育は、指導計画に明示され、個別指導計画に支援内容や経過を記録している。卒園後に様々な環境に戸惑わないように、男性用便器や和式便器、様式便器等を用意し環境設備を整えている。</p>		
	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>保育所が街中にあり、自然にふれる機会が少ないため、近くの児童公園に行く等、身近な自然とふれあうことができるように援助している。不審者の侵入防止や子どもの安全を考えて、外の道から園庭が見えないように園舎の位置を検討し、各クラスから「はだし」で園庭に出やすいように設計している。園庭に、「とんがりハウス」や「黄色いバス」を設置して、進んで身体を動かすことができるように環境を整備している。交通ルールを身につけるために、市に要請して「交通安全指導」を年3回行っている。また、地域の行事に、できるだけ多くの子どもが参加できるように努力する等、社会体験が得られる機会を積極的に設けている。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>園舎を新築する時に、一番こだわったのが乳児室である。調乳してすぐに飲めるよ</p>		

<p>うに配慮する、沐浴のために特別な家具を設置する、収納を多く作る等、乳児が長時間過ごすことに適した環境を整えている。「特定の大人との情緒的な関わりを持つ」ことを年間指導計画の目標に掲げ、情緒の安定を図っている。ココアハウス（中庭）や散歩カートで戸外に出て日光浴をする、離乳食は担当保育士や管理栄養士、保護者と連携してアレルギー対応に細心の注意を払う等、乳児の健康と安全に配慮している。少人数という特性を生かして一人ひとりの乳児の発達過程に応じて、保育士との継続的かつ応答的な関わりが確保されている。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>自我の育ちを受け止めるために、連絡帳で家庭環境や家庭の雰囲気把握して、保護者への助言を密に行っている。しっかりと「あいさつ」をする、赤ちゃん言葉ではなく、丁寧な言葉で子どもに接することを大切にしている。近くの海や公園で自然とふれあい、園庭やココアハウス（中庭）で自由に遊ぶことができるように環境を整えている。3歳未満児の保育においては、自我の育ちを受け止め、基本的生活習慣の確立を大切に保育している。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>3歳児に関しては、基本的生活習慣の確立と、正しい言葉で接することに気をつけて保育している。公園に散歩に行き、すべり台やブランコ等、興味や関心のあることに積極的に取り組めるように支援している。最近のスマートフォンやタブレットへの対策として、県から指導資格を持った指導員に、「子どものスマホ、ネット利用への親の対応について」と題した講演会をこぼと幼児舎で開催して、保護者への注意を促している。4歳児は、年長さんにあこがれるように保育し、5歳児は貼り絵など、友だちと協力して制作する等、協同的な活動ができるようにしている。5歳児には特に集中して取り組む力を育むことに力を入れている。3歳児から、みんなの前で一人で発表する訓練を行い、12月の発表会で子どもの育ちを保護者に披露する、地域のお祭りでみこしを担ぐ、地域の文化祭でハンドベルを披露する等、子どもの育ちや協同的は活動を地域に伝えている。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>新築時に保育室を全てバリアフリーにして環境を整備している。障害のある子どもの保育に関する研修に保育士が参加し資料を回覧して必要な知識や情報を得ている。厚生労働省から「障害のある子どもに対する保育について」通達があり、研修</p>		

<p>を行う予定である等、今後は障害のある子どもが安心して生活できる環境を整え、保育内容を検討することを期待する。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>夕方 16 時以降は子どもと保育士が 1 対 1 で関わり、子どもの状態に合わせて、話しを聞く、あやとりやブロック遊び、本の読み聞かせ、お絵かき、花の水やり等、家庭的でゆったりとおだやかに過ごせるように工夫している。年齢の異なる子どもと一緒に過ごすので事故が起きないように注意している。19 時を過ぎる場合は「おにぎり」の提供を行い検食と記録を行っている。保護者には電話連絡やお迎え時に子どもの状態を伝え記録している。今後は、保育の内容や方法、保育士の協力体制、家庭との連携等、長時間にわたる保育に関して指導計画に位置づけ、保育士間の引継ぎ方法を検討することを期待する。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>同法人で「学童保育」を保育所の横に併設しているため、小学校の行事等、小学校との連携ができています。子どもは学童保育の小学生と常に接することで、小学校生活に対する見通しを持てるように支援している。小学校訪問の写真や小学生が町探検で保育所を訪問した時の写真を保育所のブログに掲載し、保護者が小学校就学への期待と見通しが持てるように援助している。園長と小学校教員との合同研修会に参加する、こばと幼児舎で行う「子どもみこし」のポスターを小学校に貼ってもらい参加を呼びかける、こばと幼児舎で作成したクリアケースを小学校へ寄贈する、月 1 回、小学校の教頭先生が「小学校たより」を持ってこばと幼児舎を訪問する、園長が小学校に働きかけて、就学前に小学校の教諭にこばと幼児舎を訪問して、子どもの様子を見てもらう等、小学校の教員と連携を積極的に行っている。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
	<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>「健康管理に関するマニュアル」を作成し、年 2 回地域の小児科医師による健康診断を行い、毎日の接診や検温と共に「病歴ノート」に記録して共有している。子どもの健康診断の結果や体調悪化、怪我等は連絡ノートで保護者に伝えている。子どもの保健に関する「保健年間計画」を作成し、発育、発達に適した生活を送るよう援助している。「乳幼児突然死症候群」に関するパンフレットを保護者に渡し、お昼寝時は 5 分ごとにチェックしてチェックノートに記録して保護者に伝えている。今後は、「健康管理に関するマニュアル」について研修、点検、見直しを行う</p>		

ことを期待する。		
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p>「健康診断・歯科検診」の結果は「病歴ノート」に記録し保育士間で共有し、保護者にもその都度連絡帳で伝えている。歯科検診の結果は歯科医師が結果を文書で保護者に伝え早めの治療に繋いでいる。検査結果は、歯みがきや食生活を含めた「食育計画」に反映している。市から配布されたフッ素洗口のパンフレットを保護者に渡し、フッ素洗口の重要性を説明して同意書を取り実施している。</p>		
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p>誤食を回避するため、入所時に保護者からアレルギー疾患について聞き取りを行い、厨房で「医師の検査データ」と「医師の食事指導指示書」を二枚一組で綴じ、指示書に沿って管理栄養士が食物を除去している。誤配膳を防ぐため、食器の色を変え名札を付けて二重にチェックしている。子どもに対しても配膳を手伝う等、毎日の生活の中でアレルギーに対して理解できるように指導している。管理栄養士がアレルギー疾患や慢性疾患についての研修に参加して必要な知識や情報を獲得し、「給食室たより」を定期的に発行して情報を伝えている。保護者からの連絡帳で家庭の様子を把握し、また、年1回、保護者に向けて「嗜好調査」を行い、家庭で注意していることや食事に関するしつけ、食習慣を把握する等、保護者との連携を図っている。「緊急対応マニュアル」を作成して緊急時の連絡体制は整っている。今後は、マニュアルについての研修をおこない、定期的に点検・見直しを行うことを期待する。</p>		
A-1-(4) 食事		
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p>管理栄養士は、子どもの毎日の健康状態を連絡帳で把握し、歯科検診結果から虫歯の情報を把握し、口の中を確認して、保育士と連携して一人ひとりの食事形態を変える等、個別対応している。食育の一環として月2回「クッキング」で子どもと一緒に食材を観察しながら調理をする、行事食の買物に行く、親子で「味噌作り」に挑戦し味噌汁を作る、「梅市」に行き、買ってきた梅で「砂糖梅」を子どもと一緒に作って食べる等、子どもが食について感心を深めるための取組を行っている。管理栄養士が毎月の献立を作成し保護者に配布し、毎日、ブログで食事の様子や「クッキング」の様子を載せて保護者に保育所での様子を伝えている。年1回試食会を開催し、保護者に子どもと同じ食事量、食事形態で食事を提供し、同時にアンケート</p>		

<p>トを取り、保護者の意見を収集し反映している。月1回「給食会議」を行い、献立や行事食、給食時の気づきを話し合い、保育士からの提案で1歳児が自分で手に持って食べる練習になるようにロールサンドを作った、年中、年長の子どもには小学校就学に向けて食事形態を工夫する等、子どもの発達に合わせた食事を検討している。</p>		
	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>過去1年間に衛生管理で問題は発生していない。 管理栄養士が毎日、提供した給食の切り方や食材の大きさ、味付け、盛り付け、色取りを「検食記録簿」に記録して、子どもが楽しんで食事ができるように検討して今後に繋いでいる。子どもの好き嫌いを把握し、子どもと話しをしながら、嫌いな食材も少しずつ食べることができるよう援助している。地域で開催される市に子どもと行き、乾物やわかめ等、地域の食文化に触れる機会もある。調理室は毎月消毒業者が点検して記録している。「衛生管理マニュアル」を作成し、ケース会議で定期的に点検し見直している。</p>		

<p>A-2 子育て支援 A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
	<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>毎日の送迎時や連絡帳で日常的に保護者と情報交換を行い、保育参観、個人面談等で保育の意図や保育内容について保護者の理解を得ている。運動会や発表会で保護者と子どもの成長を共有し、内容に応じて週案、月案等の指導計画に反映している。家庭の状況や保護者との情報交換は「日々記」に記録して保育士間で共有している。記録にあたっては、子どもに変化が見られた場合は家庭の状況を聞くように園長が指導している。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
	<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>

<p>毎日の送迎時や年2回の個人面談で保護者からの相談に応じる、保護者の就労時間に応じて保育時間を検討する等、一人ひとりの保護者の状況に応じた支援をしている。また、子どもの育ちで心配や相談があれば、園長が保健師や市の支援に繋いでいる。相談内容や経過は個人記録に記載して保育間で共有している。相談を受けた保育士が適切に対応できるように、園長や主任の助言が受けられる体制が整っている。</p>		
	<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見 ・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>毎日行う接診や着替え時に子どもの状態を観察して虐待の兆候を見逃さないように努めている。表情や衣服等で異変があれば速やかに園長や主任に伝え、対応をケース会議で協議する体制が整っている。気になる保護者がいたら、お迎え時に別室で個人的に園長と話しをする等、予防的に保護者の援助をしている。虐待等権利侵害に関する研修に保育士が参加し、研修資料を回覧する等、理解を促す取組を行っている。家庭に問題があるときは関係機関と連携して問題解決に向けて支援している。また、市からもこぼと幼児舎に相談がある等、市との連携が構築されている。今後は「虐待等権利侵害対応マニュアル」を作成し、マニュアルに基づく研修を実施し、定期的な点検・見直しを行うことを期待する。</p>		
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
	<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、 保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>月2回のケース会議の前に「保育者のための自己評価チェックリスト」を用いて各自で自己評価を行う、園内研修として、毎月のお誕生会実施後に、各保育士が感想を書き記録して全保育士間で検討する等、保育内容の改善や専門性の向上に努めている。今後は自己評価の項目やお誕生会の発表を基に、ケース会議等で話し合い、保育士の自己評価を保育所全体の保育実施の自己評価に繋ぐことを期待する。</p>		